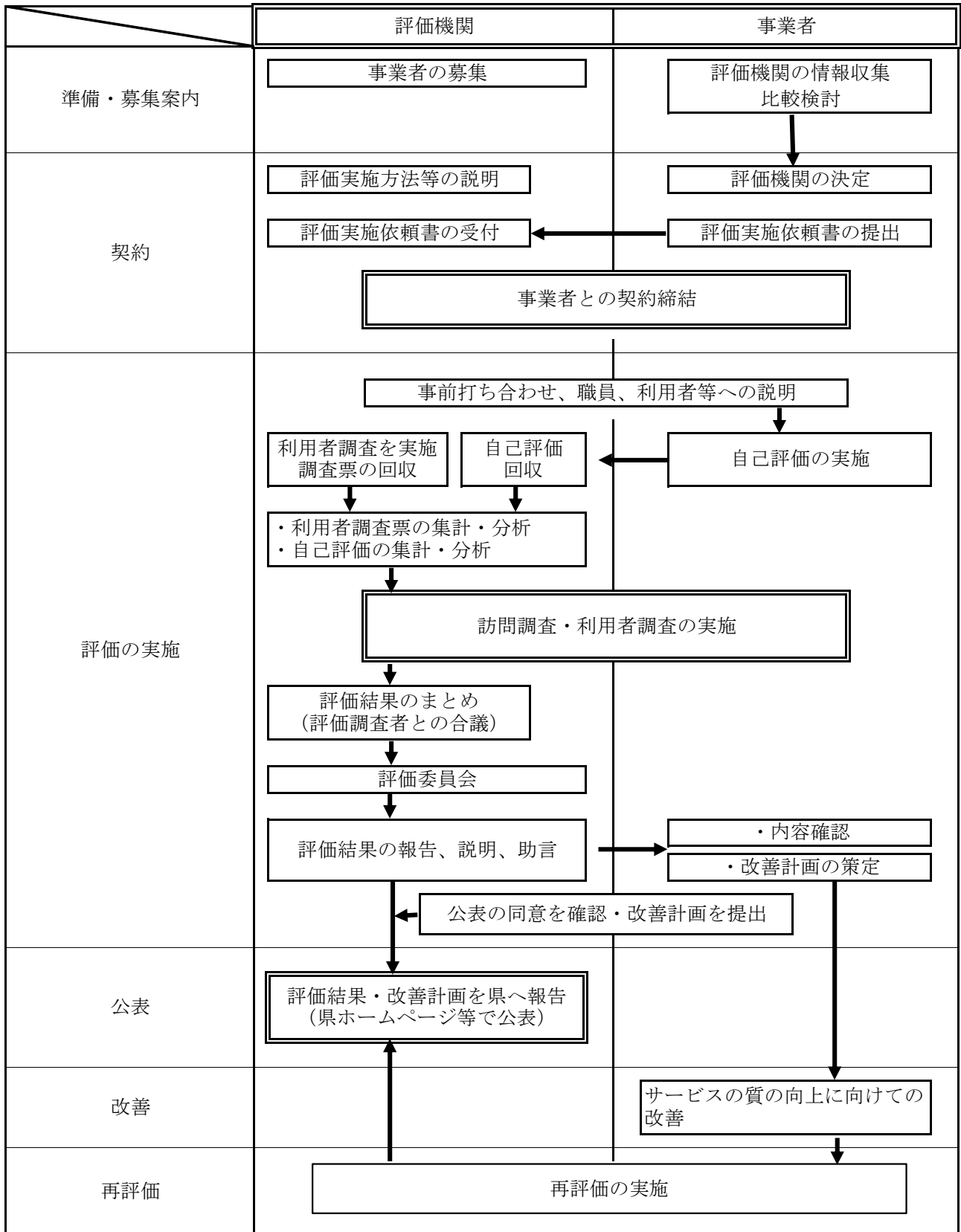


評価機関公表情報

認 証 番 号	宮崎08-01号	
評 価 機 関 名	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	
代 表 者 職 氏 名	会 長 佐藤 勇夫 (さとう いさお)	
所 在 地	宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター本館3階	
連 絡 先	電 話 番 号	0985(22)3145
	フ ァ ク シ ミ リ 番 号	0985(27)9003
	ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	http://www.mkensha.or.jp/
	電 子 メール ア ド レ ス	hyouka@mkensha.or.jp
	担 当 者 名	松 下 い ず 美
評 価 調 査 者 数	10名 (平成27年4月1日現在)	
標 準 的 な 評 価 の 流 れ	別紙1	
料 金 表	別紙2	
苦 情 窓 口	受 付 担 当 者 名 (フリガナ)	江 口 勝 一 郎 (エグチ カツイチロウ)
	受 付 時 間	午前8時30分から午後5時15分
	電 話 番 号	0985(22)3145
	ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	http://www.mkensha.or.jp
	電 子 メール ア ド レ ス	hyouka@mkensha.or.jp
認 証 期 間	平成26年6月18日～平成29年6月17日	
評 価 実 績 件 数	4件	
対 応 可 能 な 評 価 分 野	障がい児・者分野、児童分野、高齢者分野	
福祉サービス第三者評価以外の主 な業務内容	地域福祉の推進全般 地域密着型サービス外部評価	
評 価 機 関 と し て の P R	県民誰もが安心と満足できるサービスの質を事業所と共に高めていきます。評価結果の公表に努め、利用者が自分にふさわしい施設やサービスを選択する際に必要な情報の提供を行います。	

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会
宮崎県福祉サービス第三者評価事業における標準的な評価の流れ



別紙 2

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業評価料

1 評価料の額

評価料は次のとおりとする。

(1) 通常の評価の場合

評 価 内 容	料 金
評価調査者 2 名が 1 日で行う場合	1 事業所 300,000円 (税別)

(2) 再評価の場合

評 価 内 容	料 金
再評価の項目が 1 項目から 5 項目まで	1 事業所 130,000円 (税別)
再評価の項目が 6 項目から 15 項目まで	1 事業所 140,000円 (税別)
再評価の項目が 16 項目以上	1 事業所 150,000円 (税別)

2 評価料の納入方法

評価料は、契約の締結後 2 週間以内に所定の口座に振り込むものとする。評価契約を解除した場合も同様とする。

3 評価契約解約時の評価料

評価契約解約時の評価料については、次のとおりとする。

評価業務中止の種類	評 価 料
事業者と本会の両者協議の上で解約する場合	すでに実施した評価に係る費用の額
契約書第 14 条に規定する本会の責に帰すべき事由により解約する場合	無 料
契約書第 15 条に規定する契約事業者の責に帰すべき事由により解約する場合	契約額
災害等の特別な事由により評価業務ができなくなった場合	すでに実施した評価に係る費用の額